

令和2年(2020年)6月5日

斎場利用者各位

小田原市長 守屋輝彦  
(公印省略)

小田原市斎場の利用抑制の一部緩和について(通知)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和2年3月6日及び27日並びに4月24日付けで小田原市斎場の利用抑制をお願いしたところですが、5月25日付けの緊急事態解除宣言を受け、利用抑制の一部を次のとおり緩和いたします。

なお、今後の利用抑制の緩和につきましては、更に検討を進めてまいりますので、引き続き御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

1 利用抑制一部緩和の開始日

令和2年6月10日から

2 利用抑制一部緩和内容

別紙のとおり

3 利用の際の注意点

(1) 火葬中について

火葬中は、他葬家との接触を避け、可能な限り待合室の中でお過ごしください。

(2) 手洗い等の徹底について

手洗いや咳エチケット等を徹底してください。

(3) 室内の換気について

各待合室は、機械設備により常に外気との換気が行われております。なお、窓は設備構造上、開放できませんので御了承ください。

(環境部環境保護課施設係 0465-33-1474)

新型コロナウイルス感染症に係る小田原市斎場利用抑制一部緩和内容

項目	令和2年6月9日まで	令和2年6月10日から
(1) 各葬家の会葬人数の制限について	各葬家の会葬人数は、引き続き最小限の人数とし、最大でも15人以下としていただくよう、お願いいたします。	【継続】
(2) 発熱等症状のある方等の来場について	過去2週間以内に発熱や咳の症状のある方、感染拡大している地域や国への訪問歴がある方、感染者と濃厚接触した方（感染予防措置を講じずに発症の2日前から1メートル以内で15分以上接触した人）は、来場を御遠慮ください。	【継続】
(3) 場内での飲食等について	各自の水分補給以外の飲食を禁止とします。水分補給用の飲料は、斎場売店（開場時間は、当分の間10:30～15:30とする。）又は自動販売機で御購入いただくか、御持参ください。	【一部緩和】 飲食することを可能としますが、次のことに御留意ください。 ・対面せず十分に距離を保ってください。 ・各席に個別に配膳されるものに限ってください。
(4) 茶器の使用について	茶器の使用を停止します。	【継続】
(5) 待合室内での配席について	会葬者同士の距離が十分に確保できるよう、間隔を空けて利用してください。	【継続】
(6) 待合ホール等について	次の供用スペースの利用を一時停止します。 ・待合ホール ・待合スペース ・キッズスペース	【継続】